



被災中小企業等 復旧支援事業補助金

【申請期間】

令和6年2月1日(木)から5月31日(金)まで

令和5年9月に発生した台風第13号に伴う大雨による浸水等の被害を受けた中小企業者・小規模事業者等が行う、被災した施設・設備等の復旧に要する経費の一部を助成します。

補助率等

- 補助率
中小企業者 1/2以内
小規模事業者 2/3以内
- 補助上限額
200万円

補助対象経費

- 被害を受けた施設の修繕
 - 被害を受けた設備の修繕・購入
 - 被害を受けた車両の修繕・購入
- ※購入(入替)の場合は、被害を受ける前と同程度の機能を有するものに限ります。
※補助対象経費の適否については、必ず要綱等でご確認ください。
※大雨により被害を受けた証明として、市町村が発行する「罹災証明」又は「被災証明」等の書類が必要です。

補助対象者

- 令和5年9月の台風による大雨被害を受けた県内の中小企業者・小規模事業者
※「中小企業者・小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する小規模事業者及び中小企業支援法に規定する中小企業者を指します。
※農業、林業、漁業及び風俗営業事業者など、一部対象外の業種があります。
※補助対象者の適否については、必ず要綱等でご確認ください。

【補助金申請の要件】

- ・BCP(事業継続計画。国が認定する事業継続力強化計画を含む)を策定予定又は策定済みであること
- ・事業完了後5年間、毎年実施する追跡調査に協力すること

問い合わせ先・提出先

- 申請に関するお問合せ・申請書の提出は、お近くの各商工会・いわき商工会議所・原町商工会議所・中小企業団体中央会へ
 - 制度の概要等に関するお問合せは、福島県商工労働部経営金融課へ
電話024-521-7288(土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- 詳しくはこちら [被災中小企業等復旧支援事業](#) [検索](#)

補助対象者となる中小企業者・小規模事業者

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で規定する小規模事業者
- 中小企業支援法で規定する中小企業者

業種(※1) (日本標準産業分類 で定める業種)	中小企業者 (以下のいずれかを満たす者)		小規模事業者
	資本金の額又は出資の総額(※2)	常時使用する従業員の数(※2)	
①製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
⑤その他業種 (①②③④を除く)	5,000万円以下	100人以下	20人以下

※1 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

※2 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。

※3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

申請から事業完了までの流れ

①提出書類の準備	提出に必要な書類はウェブサイトに掲載している「補助金交付要綱」、「申請の手引き」をご確認ください。
②補助金交付申請書の提出	お近くの各商工会・いわき商工会議所・原町商工会議所・中小企業団体中央会の窓口にご提出ください
③審査	内容を審査し、修正・再提出をお願いすることがあります。
④交付決定	適当と認めた場合は、交付決定通知書により通知します。
⑤実績報告書の提出	事業が完了した場合は、お近くの各商工会・いわき商工会議所・原町商工会議所・中小企業団体中央会の窓口へ実績報告書を提出してください。
⑥補助金交付	実績報告書を確認後、補助金を交付いたします。